

# 提 案 書

全 国 知 事 会

# 平成24年度税財政等に関する提案

## 1 社会保障と税の一体改革

昨年から検討が重ねられていた社会保障と税の一体改革については、6月30日に「社会保障・税一体改革成案」がとりまとめられた。議論の過程においては、「国と地方の協議の場」における地方六団体の意見表明などを通じて原案が大幅に修正され、地方の意見が一定程度反映されたものとなった。成案はあくまで議論のスタートであり、今後、分科会も含めた「国と地方の協議の場」において実効性のある議論を行うことが必要である。

### (1) 社会保障制度の全体像の提示

成案は、引き上げ分の消費税収については、社会保障四経費に則った範囲における国と地方の役割分担に応じて配分を行うとしており、今後も利用者の増加が見込まれる障害福祉サービス等については、財源確保の見通しが明らかではない。社会保障四経費に限らず、社会保障制度の全体像をまずは提示し、その安定財源確保に向けた議論を行うべきである。

### (2) 地方単独事業についての財源措置

成案では、地方の意見をふまえ、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理」した上で、「地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、地方税制の改革などを行う」とされたところである。財源確保の対象として地方単独事業の範囲を定めるにあたっては、サービスの提供に必要な人件費を含めるとともに、法令等に基づき実施している事業はもとより、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成のように住民の声を踏まえて全国的に広く行われているものについても対象とすべきである。

### (3) 現行分の消費税の取扱い

現行の地方消費税の税率や消費税に係る交付税率は、料飲税や電気税などの地方税の廃止や所得税減税等による交付税の減収を踏まえ、その水準が決定された経緯があり、現行分の消費税（国・地方）については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提とすべきである。

## 2 地球温暖化対策のための財源の確保等

地方公共団体が環境施策の推進に大きな役割を担っていることを踏まえ、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税にCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための税」を導入する場合には、その一定割合を地方税源化すべきである。

また、揮発油税の当分の間税率を「地球温暖化対策のための税」と位置付ける場合には、軽油引取税の当分の間税率を「地方環境税（仮称）」とするとともに、現行地方揮発油譲与税の総額を確保すべきである。

車体課税の見直しにあたっては、簡素化、グリーン化と合わせて地方税源を確保する観点から、自動車重量税と自動車税を一本化し、新しい地方税「環境自動車税」を創設すべきである。また、自動車取得税は、自動車による交通事故や騒音、CO<sub>2</sub>の排出などの社会的費用に関し地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、偏在性の少ない貴重な税源であることから堅持すべきである。

## 3 地方一般財源総額の確保

平成24年度予算の概算要求においては、地方交付税について、交付税特別会計における前年度からの繰越を見込めない中、別枠の加算1.4兆円を含め、前年度を0.8兆円上回る17.2兆円を一般会計から繰り入れることにより交付税総額を17.1兆円とし、地方一般財源総額については、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、平成23年度を0.5兆円上回る60兆円を確保するとされた。今後の予算編成においては、「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」で明記された、地方の一般財源総額について実質的に平成23年度の水準を下回らないようにするとの方針が貫徹されるべきである。

また、東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるように財政措置することはもとより、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財

源については、通常の歳入歳出とは別枠で整理した上で、地方交付税の加算を行う等により確実に復興財源を確保すべきである。

#### 4 各種基金事業について

世界同時不況から脱するため平成 21 年度第 1 次補正予算等で創設した基金の多くが平成 23 年度をもって期限を迎える。妊婦健診の無料化など、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財政措置を講じるべきである。また、最近の厳しい社会経済情勢を踏まえ、必要に応じ基金事業の期間を延長し、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うべきである。

#### 5 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方公共団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。平成 24 年度地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とし、地方の意見を適切に反映すべきである。

全国知事会 地方税財政特別委員長

富山県知事 石井 隆一